

辰野町森林経営管理制度実施方針（実施計画）

1 趣旨

辰野町森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、辰野町に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう辰野町が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備の基本的な考え方

(1) 現況と課題

- 辰野町の森林面積は 14,762.85haで、うち民有林面積は10,850haとなっている。
- 民有林人工林面積7,015haで、公有林、林業公社、森林整備センター、森林生産森林組合等、経営計画樹立森林、過去10年以内に整備をした森林を除く森林が約2,900ha弱となっている。これらの森林のほとんどは間伐等の整備が必要な状態にある。
- 辰野町内では、上伊那森林組合により6団地（区域面積2,213ha、うち人工林1,964ha）の森林経営計画が策定されているが、生産森林組合、団体有林や共有林等が主体として管理されており、所有規模が零細な個人有林の集約はあまり進んでいない。上伊那森林組合では、今後林業経営の成り立つ区域について森林経営計画策定森林を増やす計画である。
- 個人有林は所有境界が不明確であり、集約施策が進まない一因となっているが、森林内の国土調査は当面予定されていない。
- 辰野町内の林業経営は主に上記森林経営計画策定森林において実施されており、近年は平出団地などで積極的な搬出間伐が実施されている。
- 辰野町は旧村単位で小野、川島、伊那富、朝日の4地区に分かれ、さらに小集落に分散している。またその地区は国県道の主要幹線で連絡されている。
辰野町では、平成18年豪雨災害で流木による河川のダムアップにより崩壊が起き、住宅地周辺の裏山が崩壊するなどの被害が出るなどし、住民の生活を脅かした。また、集落を結ぶ公道等が林地からの倒木や土砂により通行不能となるなどの影響があった。
また、町ハザードマップによると、集落、主要幹線や集落間道路、河川の周辺に土砂災害警戒区域が存在している。
- 近年の異常気象による山地災害の危険性が高まっており、これらを取り囲む森林の管理が住民の生活・設計の継続を図る上で森林整備が重要な課題となっている。

(2) 基本的な考え方

- 辰野町では、当面の間、林業経営に適していると認められる森林については、森林所有者（森林組合等への長期施策委託含む。以下同じ）による施策を林業事業者の森林経営計画の策定等を通じて促していく。
また、森林が有する防災減災の機能が求められる区域については、森林所有者による施策が困難な森林を中心に、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。

3 森林所有者意向調査について

(1) 対象森林の考え方

ア 対象森林として除外する森林

- ・ 公有林（県有林、町有林、財産区有林）
- ・ 団体有林
 - 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター
 - 一般社団法人長野県林業公社
 - 生産森林組合
- ・ 天然林（主に人工林を対象とする。）
- ・ 森林経営計画樹立森林
- ・ 過去10年間に施業をしている森林

(2) 対象森林面積等

- ・ 対象森林の面積
(6,264ha)

(3) 意向調査の方法、スケジュール等

- ・ R4からR6までに意向調査済みの上下辰野・唐木沢・沢底・赤羽・樋口を除いた地区を時計回りを基本に順次意向調査を実施する（但し、防災上の理由等により調査時期の変更についても検討する）。
- ・ 意向調査の対象地については調査の前年度に森林整備の必要性等の観点から対象森林の中から抽出をし、団地としてのまとまり等を考慮し決定をする。
- ・ 意向調査が優先される森林については下記の通りとする。
 - ア 防災上森林整備が必要と認められる箇所
 - イ 森林病虫害の対策の観点から森林整備が必要と認められる箇所
 - ウ 森林経営計画が策定されている森林の周辺または集約化構想作成の申出があった場所も意向調査の対象地とする。

4 意向確認後の森林経営管理の方針

- ・ 対象森林で林業経営に適すると判断される場合は集約化構想の作成を行い、林業事業者へ経営管理実施権の設定を行う。
または集積計画の作成から配分計画の作成を行う。
状況によって集約化構想または集積計画を定めず、森林所有者から同意を取得のうえ林業事業者へ意向調査の結果を提供することがある。
- ・ 対象森林で林業経営に適さないと判断される場合で町が森林整備を必要と認める場合、町は所有者の同意を受け経営管理権を取得し伐採等を行うために林業事業者へ作業を委託して経営管理を行う等の措置をとる。
経営管理権を設定せず、他の方法で施業を実施することもある。
- ・ 対象森林の森林整備については、町が森林の状況等を勘案して優先順位を判断する。
- ・ 意向調査実施地で集約化が困難となった森林については経営管理権設定等の措置は行わない。

5 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・町が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理・整備、町民への制度周知などに要する経費）は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲で実施をする。
- ・辰野町森林環境譲与税は、森林経営管理制度の実施のほか、町内の森林整備の促進について譲与税の趣旨に沿って使用される。

6 その他特記事項

- ・対象森林については随時見直しを行うとともに、見直しにあっては地域林業関係者等の意見を聞きながら進めることとし、結果は町民が閲覧できるものとする。
- ・意向調査や現地調査の結果は森林簿等に反映することとし、森林簿及び林地台帳の精度向上に努める。
- ・一連の業務は現在の職員体制で開始するが、今後の町の執行体制を考慮し、必要に応じて職員の雇用、業務の外部委託等を検討する。また、主に上伊那地域の市町村と連携し情報の共有、その他連携して進める事項の検討を進める。